

## お知らせ

# 軽自動車税の料金が変わります。

軽自動車を持つ人が、毎年自治体に納める「軽自動車税」が、2015年4月以降に購入する新車（自家用四輪）を対象に下記の通り増税されますので、お知らせいたします。

### 記

車種区分			税率（年額）		
			①現行税率（平成27年3月31日までに登録済みの車両）	②新税率（平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両）	③平成28年度分から重課税率（最初の新規検査から13年を経過した車両）
三輪			3,100	3,900	4,600
四輪 以上	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
		営業用	5,500	6,900	8,200
	貨物用	自家用	4,000	5,000	6,000
		営業用	3,000	3,800	4,500